

協議会の次年度の取組について

協議会の次年度の取組について

現状

- 「物流の2024年問題」は2024年4月を迎えれば終わるものではなく、中長期的に継続して対応することが必要。
- 令和6年度以降も引き続き地方協議会を開催することが決定(※)。
※令和5年8月9日
厚生労働省 労働基準局労働条件政策課長、労働基準局監督課長、国土交通省自動車局貨物課長通達

必要な取組

令和5年度に引き続き、関係各所(トラック運送事業者・荷主・消費者)を対象に、
適正運賃の収受を通じた事業環境の改善を支援する取組を実施

トラック運
送事業者

・引き続き運賃交渉や取引適正化にかかるセミナーを開催し、事業者間の知識やスキルの差を最小化

荷主

・「2024年問題」への取組が継続していることをアピールし、運送事業者への理解と協力を求める

消費者

・市役所など、一般消費者が多く訪れる場所への広報物の配布(設置)